

事業承継に関する届出書

下記の事業を承継しますので、貴社における契約内容または申込内容の変更手続きを行ってください。

なお、本事業承継において生じた損害等については、承継前後の事業者間で解決を図り、貴社への異議申し立て等は一切行いません。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定される再生可能エネルギー発電事業計画の変更等について、譲渡人もしくは譲受人において確実に実施し、貴社に対し、下記3. のとおり必要書類を提出します。

(譲渡人)
住所

名義 (譲受人) ㊞
住所

名義 ㊞

記

1. 事業内容

発電所名称			
発電所設置場所			
発電設備 ID		認定出力	kW

2. 変更内容 (譲受人)

フリガナ												
ご 名 義		様										
ご 住 所		〒										
連絡先	契約内容について	部署名								電話		
		ご担当者								E-mail		
	技術的内容について	部署名								電話		
		ご担当者								E-mail		
登録番号 (インボイス) ※		適格請求書発行事業者 : 該 当 ・ 非該当 (※いずれかに○)										
		T										
		登録年月日 : 年 月 日										

※ 消費税法に定める適格請求書発行事業者の登録に基づく付与番号 (適格請求書発行事業者に非該当の場合は登録番号の記載不要)。

3. 添付書類（本届出時の状況に応じ、該当の口にチェック）

- 接続検討申込みから「系統連系に係る契約のご案内」発行までの場合
添付書類不要
- 「系統連系に係る契約のご案内」発行から受給開始までの場合
変更認定申請書、事後変更届出書または変更認定通知書（変更認定取得後の場合）の写し
- 受給開始以降の場合
変更認定申請書、事後変更届出書または変更認定通知書（変更認定取得後の場合）の写し

- ・民法第 467 条に定める手続きを必要とする場合には、別途譲渡人から貴社に対し、内容証明による通知を行います。
- ・記入した情報は、貴社が電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全に利用することに同意します。

以上

※本届出書等を不備なく受領した日をもって、中国電力ネットワークは事業承継に同意したものとします。

（中国電力ネットワーク記入欄）受領日： 年 月 日

契約番号	—	—
備考		

課長	副長	担当